

佐賀県規則第3号

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県卸売市場条例施行規則（昭和47年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合）</p> <p>第12条 条例第12条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>（卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合）</p> <p>第12条 条例第12条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。